

## 生徒必携

## 生徒心得 L 災害対策

天災等に伴う緊急事態が生じた場合は、生徒の安全を第一に考え、臨時休校・途中下校等の処置をとる場合がある。

- 1 在校時非常の際は、係職員の指揮により冷静に、すみやかに避難する。
- 2 台風等の非常緊急時で被害が予想される場合は次の措置をとる。
  - (1) 暴風・大雪・暴風雪の各警報が各自の登校時点で倉敷市に発令中の場合は登校を見合わせ、午前9時30分現在なお同警報が発令中の時は臨時休校とする。ただし、午前9時30分までに同警報が解除された場合は、安全に留意して登校する。
  - (2) 倉敷市以外に居住する生徒においては、各自の登校時点で、「暴風・大雪・暴風雪」の各警報が居住する市町村に発令中の場合、登校を見合わせる。なお、上記の警報が解除された場合は、安全に留意して登校する。
  - (3) 地域的に登校困難な場合は、その旨を家庭から連絡する。(状況によっては「出席扱い」とする)
  - (4) その他は、状況により学校のホームページで連絡する。